

第3の2 パッケージ型自動消火設備の技術基準

新旧対照表			
第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>(本文) (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 補助散水栓等の代替</p> <p><u>平成16年告示13号第3ただし書きの規定により</u>、パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分(規則第13条第3項に掲げる部分)に、パッケージ型消火設備のⅠ型又はⅡ型を、平成16年消防庁告示第12号第4により設置する場合には、令第32条の規定を適用し、補助散水設備又は屋内消火栓設備を設置しないことができる。</p> <p>ただし、規則第13条第3項第1号及び第5号に掲げる部分であって、可燃物が少なく、当該部分のいずれかで火災が発生したとしても、スプリンクラーヘッドの警戒範囲の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内のものであれば、「煙が著しく充満するおそれがある場所」には当たらないと解されるため、令第32条の規定の適用は要しない。</p>		<p>(本文) (現行に同じ。)</p> <p>1～4 (現行に同じ。)</p> <p>5 補助散水栓等の代替</p> <p><u>パッケージ型自動消火設備</u>を設置する防火対象物の部分のうち、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分(規則第13条第3項に掲げる部分)に、パッケージ型消火設備のⅠ型又はⅡ型を、平成16年消防庁告示第12号第4により設置する場合には、令第32条の規定を適用し、補助散水設備又は屋内消火栓設備を設置しないことができる。</p> <p>ただし、規則第13条第3項第1号及び第5号に掲げる部分であって、可燃物が少なく、当該部分のいずれかで火災が発生したとしても、スプリンクラーヘッドの警戒範囲の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内のものであれば、「煙が著しく充満するおそれがある場所」には当たらないと解されるため、令第32条の規定の適用は要しない。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <p>平成28年の告示改正により但し書きの規定が削除されたことに伴う修正。</p> </div> <p><u>H10 消防予 67+H25.3.18 事務連絡</u></p> <p><u>H25.9.20 事務連絡問 1</u></p>